(10)保管場所の不備または手入れ不十分により生じた塗装面、メッキ面のはく離、さび、その他これに類する不具合およびプラスチック部品などの自然退色。

(11)部品の通常の摩耗、または疲労と認めたもの。

(12)機能上影響のない感覚的な現象。(音、振動、油のにじみなど)(13)使用中に生じたキズ、破損による外観の変化。

(14)不当な改造や修理による損傷又は故障。

(15)自転車の故障に起因する付随的な費用。(お買い上げ当社販売店に自転車を持ち込むために要した費用など)

5. 部品の保有期間

保証期間経過後でも性能を維持するための補修用機能部品はお買い上げ当社販売店、または当社にて保有しております。ただし、保有する部品が新型に切り替わった場合は、新型で保有しておりますので、あらかじめご了承ください。

6. 本保証書は、本保証書に明示した期間、条件に基づき保証修理をお約束するものです。従って、本保証書は、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。

7. コンポーネントの保証について

(1)各パーツメーカーの保証内容に従ってそれぞれのメーカーが保証します。

株式会社モンベル 本 社 〒550-0013 大阪市西区新町2-2-2 Tel. 06-6531-3544 フリーコール： 0088-22-0031
商品についてのお問い合わせはカスタマー・サービスまで モンベルホームページ http://www.montbell.jp

44-1206-1411

mont·bell

取扱説明書

シャイデック® GT/R-HC

SCHEIDEGG GT / R-HC

この度はお買いあげいただき、誠にありがとうございます。この取扱説明書(以下「本説明書」といいます)は本製品の正しい取扱方法を説明しています。ご使用の前に本説明書をよくお読みいただき、正しい使用方法をご確認ください。
なお、ご不明な点等ございましたら、販売店もしくは(株)モンベル カスタマー・サービスまでお問い合わせください。本説明書は大切に保管してください。

■ 特徴

日本人の体格に合わせて設計した自転車です。高い快適性を実現し、ヒルクライムからツーリングまで幅広く対応するオールラウンドモデルです。

■ 各部の名称

※図はドロップハンドルです。

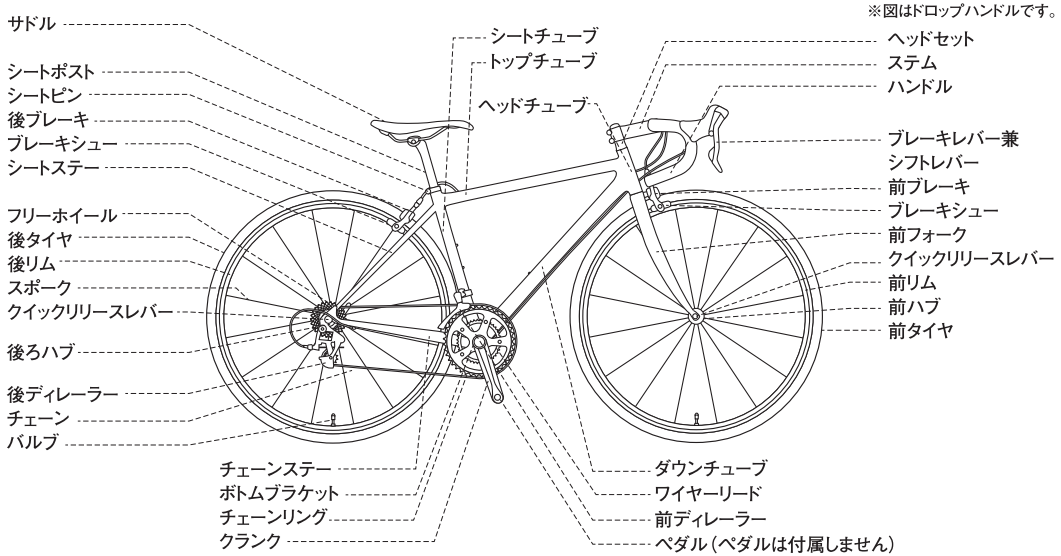

□ ブルホーンハンドル

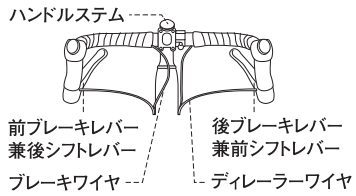

□ ドロップハンドル

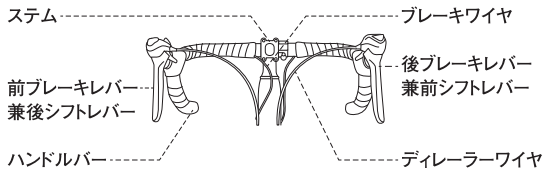

シリアルナンバー

◯シリアルナンバーは、ボトムブラケット裏側に刻印されています。
- 防犯登録には、シリアルナンバーが必要です。

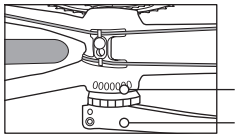

■ 安全上の注意 必ずお読みください

⚠ 危険 人が死亡または重傷を負う危険が差し迫って生じることが想定される内容です。

◯酒気を帯びた状態や疲れが激しいときには乗車しないでください。
重大な事故を起こすおそれがあり、大変危険です。(酒気帯び運転は道路交通法で禁止されています。)

◯ヘッドフォンやイヤフォンを使用しながら走行しないでください。
周囲の音が聞こえにくくなり、事故を起こす原因となります。(道路交通法で禁止されています。)

◯乱暴な乗り方はしないでください。
階段や縁石の乗り降りなど凹凸の激しい場所での走行はおやめください。自転車が故障し、事故やけがのおそれがあります。

◯片手運転や手放し運転、傘さし運転をしないでください。
障害物をよけたり止まることができず、 事故やけがの原因となります。必ず両手でハンドルを握ってください。また、傘さし運転や傘立てを使用しての運転は、傘で前方が見えづらいだけでなく、風であおられやすくなり、大変危険です。雨や泥はねを防ぐためにはレインウエアを着用してください。

◯傘やステッキ、釣りざおを車体に差し込んだり、つりさげて走行しないでください。
車輪に巻き込んだり、他の人や物にぶつけることで、思わぬ事故やけがを引き起こす原因となります。

◯自動車のすぐうしろに続いたり、自動車などにつかまって走行しないでください。
重大な事故を起こすおそれがあり、大変危険です。

◯渋滞している自動車の前に割り込んだり、車間をぬって走行したりしないでください。
重大な事故を起こすおそれがあり、大変危険です。

⚠ 警告 場合により人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容です。
軽傷または物的損害が発生する頻度が高いことが想定される内容です。

◯ハンドルに物を吊りさげた状態で走行しないでください。
車輪に物が巻き込まれたり、バランスをくずすなどして転倒し、事故やけがの原因となります。

◯犬などを引いて走行しないでください。
不意の犬の動きなどにバランスをくずすことで転倒し、事故やけがの原因となります。

◯他の自動車との並走、ジグザグ運転、競争をしないでください。
重大な事故を起こすおそれがあり、大変危険です。

◯乗車前には必ず各部の点検をしてください。
経年劣化などにより、思わぬ事故を起こすおそれがあります。

◯積雪や凍結した滑りやすい道などでは乗らないでください。
スリップにより転倒し、事故やけがの原因となります。

⚠ 注意 人が障害を負ったり物的損害の発生が想定される内容です。

◯走行目的以外には使用しないでください。
けがの原因となる場合があります。

◯前ブレーキのみを強くかけない。
前輪がロックし、事故やけがの原因となる場合があります。

◯本製品の分解・改造はしないでください。

◯正しいお手入れ、保管方法を守って使用してください。

■ 交通ルール

法律の一部のみを記載しています。ご自身が十分ご理解のうえご乗車ください。
また、法律は変更される場合があります。

自転車の通行場所

◯車道通行の原則
自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません(ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができます)。
道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけません。また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけません。

◯例外的に歩道を通行できる場合
- 道路標識などにより自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児などであるとき。
- 車道または交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず(普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければいけません)、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません(普通自転車通行指定部分については、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます)。

通行する上での主な交通ルール

◯信号機に従う義務
自転車は、道路を通行する際は、信号機などに従わなければいけません。特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。

◯並進の禁止
自転車は、道路標識などにより認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけません。

◯道路外に出る場合の方法
自転車は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければいけません。また、自転車は道路を右側に出ようとする場合であっても、道路の中央(当該道路が一方通行の場合は右側端)を通行してはいけません。

◯自転車の横断の方法
自転車は、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければいけません。また、歩行者または他の車両などの正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断などをしてはいけません。

◯進路変更の禁止
自転車は、みだりにその進路を変更してはいけません。

◯踏切の通過
自転車は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全を確認しなければいけません。

◯左折または右折の方法
自転車は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。また、右折するときは、進行車道の左端から一旦交差点を直進し、渡った先で方向を右に変え、右折先の信号が青になってから直進します(いわゆる二段階右折をしなければいけません)。

◯交差点の通行方法
自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければいけません。また、信号機がない交差点などにおいて、狭い道路から広い道路などに出るときは、交差道路などを通行するほかの車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じてほかの車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。

○徐行すべき場所

自転車は、道路標識などがある場合のほか、左右の見通しが利かない交差点などを通行しようとするときは、徐行しなければいけません。

○一時停止すべき場所

自転車は、道路標識などにより一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。

○夜間のライトの点灯など

自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。また、リフレクター（反射器材）を備えていない自転車（尾灯をつけているものを除く）を夜間に運転してはいけません。

○警音器（ベル）の使用

自転車は、左右の見通しの利かない交差点や見通しの利かない曲がり角などであって、道路標識などにより指定された場所などを通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければいけません。ただし、上記のような場合以外には、危険を防止するためやむを得ないときを除き、警音器を鳴らしてはいけません。

○2 人乗りの禁止

自転車は原則として 2 人乗りをしてはいけません。

○ブレーキの備え付け

前輪及び後輪にブレーキを備え付けてない自転車を運転してはいけません。

○酒気帯び運転などの禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

○片手運転の禁止

携帯電話の通話や操作をしたり、傘をさしたり、物を担いだりすることなどによる片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはいけません（また、そのような行為自体を禁止している都道府県もあります）。

■ 使用前の点検

使用にあたっては、毎回必ず次のことを確かめてください。

異常を感じた際には、ただちに使用を中止し、販売店もしくは（株）モンベルカスタマー・サービスまでお問い合わせください。

□フレーム・前フォーク	変形、折損、ひび割れはないか
	ヘッドセット、ボトムブラケットにガタや摩耗はないか
□ハンドル	固定は確実か、高さ、ステムの挿入量は適切か
□タイヤ	変形、破損はないか
	固定は確実か、フロント、フロントフォークに接触していないか
	切傷、摩耗はないか、空気圧は適切か　※タイヤ側面に記載されている空気圧を保ってください。
□リム	変形、振れはないか
□スポーク	ゆるみ、折れ曲がり、破損はないか
□ハブ	ガタつきがないか
□クランク	チェーンリングの振れ、ヒビ、曲がりはないか
□ペダル※別売	固定は確実か、取付部（クランク側）にバリはないか
	軸の回転は正常か、変形、カシメ、ねじのゆるみ、ガタ、破損はないか

□ブレーキ	レバーの引き代に余裕はあるか、ワイヤ類にサビやほつれはないか
	レバーを引いた時にハンドルとの隙間が1/2〜2/3になるまでにブレーキが効くか
	ブレーキシューの溝の残りが1mm以上あるか、ブレーキシューに小石等が挟まっていないか
□ディレーラー	スムーズに変速するか
□チェーン	油切れ、たるみはないか、ギヤとの噛み合わせは適切か
□サドル	固定は確実か、高さ、シートポストの挿入量は適切か
	ガタ、破損はないか
□ライト※別売	点灯、照射は正確か、破損はないか
□リフレクター	汚れ、ガタ、破損はないか
□警音器（ベル）	作動は正常か、変形、ゆるみはないか、よく鳴るか
□その他	各部のねじのゆるみ、破損はないか、
	車体を10cmほど持ち上げて、軽く落とした際に異常な音がしないか

■ 使用方法

各種調整につきましては、販売店に依頼されることをお勧めします。

正しい使用条件

乗 員 体 重…65kg　※乗員体重は、この自転車を設計する上で想定した標準的な乗員の体重です。
※著しくオーバーした体重の方が使用された場合は消耗度合、劣化度合が大きくなります。
※本製品に幼児用座席の取付はできません。
※本製品にはキャリア（荷台）の取付はできません。

ハンドルの高さ調節

ヘッドセット

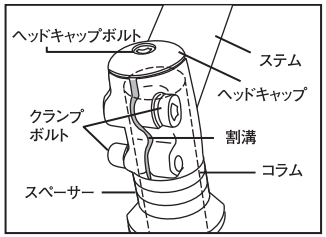

❶ヘッドキャップボルトを緩めヘッドキャップを取り外す。
❷クランプボルトを緩め、ステムを取り外す。
❸スペーサーを好みの高さまで抜く。※販売時より高くすることはできません。
❹ステムを戻して、抜いたスペーサー、ヘッドキャップの順で被せる。
❺ヘッドキャップボルト、クランプボルトの順で締める。
クランプボルト締付トルク5〜6N・m（50〜60kgf・cm）
❻緩みやガタつきがないか確認する。

⚠ 注意

ハンドルステムの割溝から見て、コラムの上部が上側のクランプボルトよりも上に出ていること。これが守られていないとコラムが折れるおそれがあります。

●ハンドルバーの締付け

六角レンチで、上下のすき間が均等になるように、上下のクランプボルトを 1→2→3→4 の順に対角線上を 2〜3回に分け交互に締付けてください。
締付トルク5〜6N・m（50〜60kgf・cm）

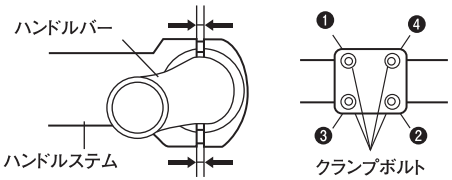

サドルの高さ調節

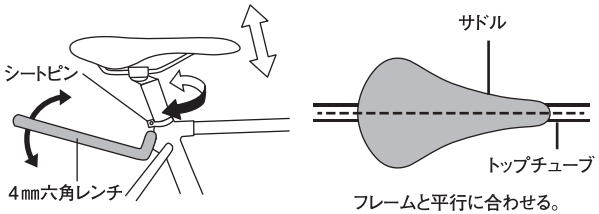

⚠ 注意

シートポストは、はめ合わせ限界標識が見えるまで上げないでください。シートポストが折れて転倒によるけがのおそれがあります。

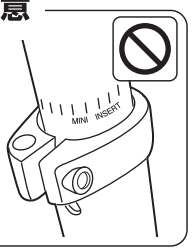

❶シートピンのボルトを反時計回りに緩める。
❷サドルを好みの高さに調整する。この時フレームと平行になるように合わせる。
❸シートピンのボルトを時計回りに締める。締付トルク 6.5〜9.5N・m（65〜95 kg f・cm）
❹緩みやガタつきがないか確認する。

ブレーキのかけ方

❶後ブレーキを先にかける
❷前ブレーキをかける

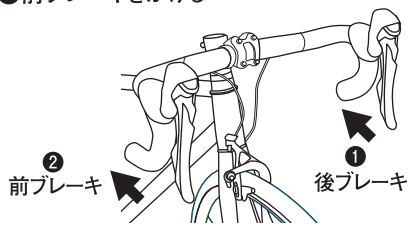

⚠ 注意

○急な上り坂の場合は降りて車体を押してください。
○下り坂の場合は、適時にブレーキをかけながら速度が出過ぎないように走行してください。
○下り坂の手前ではブレーキテストを行ってください。
○急ブレーキをかけなくてもいいように、いつも前方に注意してください。

※図はドロップハンドルです

変速の方法

速度や坂の勾配に応じて変速することが可能です。下記の方法に従って変速の操作を行ってください。

○トリム操作(音鳴り解消機構)

チェーンの位置がフロント小ギヤ、リア小ギヤでフロントディレーラー外プレートとチェーンが接触し、音鳴りが発生した場合に行います。左レバーの大きいレバーを軽く押す（カチッとあたりがある）とフロントディレーラーがわずかに大ギヤ方向へ移動し、音鳴りが解消されます。

○シフトレバーの操作

レバーを軽く押し込むとトリム操作となり、深く押し込むことで変速完了となります。

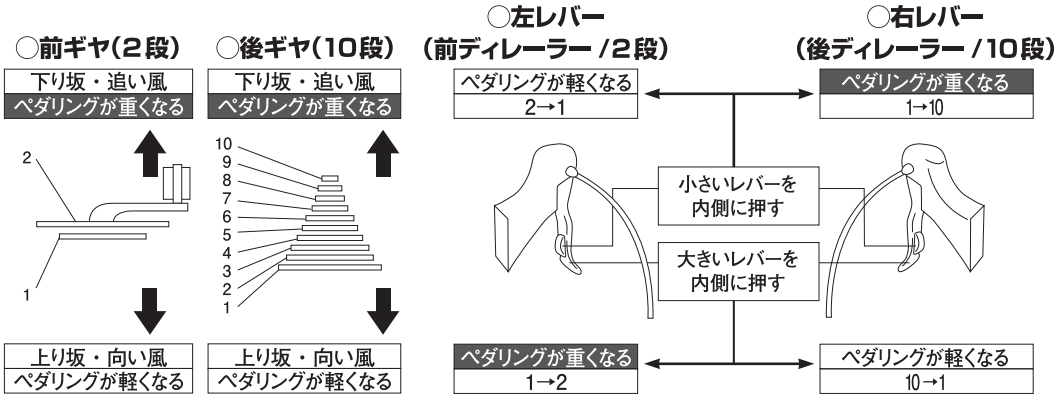

⚠ 変速の注意

○スムーズに変速できるか確認し、調子が悪い時は販売店にご相談ください。
○変速はよく練習してください。
○シフトレバーを無理に操作させる変速はしないでください。変速機を傷める原因となります。
○変速の時はペダルを強く踏まないでください。変速のショックでペダルを踏み外したり、変速機が故障するおそれがあります。
○変速をする時は必ず軽くペダリング（正回転）しながらシフトレバーを操作してください。坂道では手前で早めに操作してください。
○停車状態から踏み出す時には無理に変速をしないでください。シフトミスが起きて、ふらついて転倒したり、部品が故障するおそれがあります。
○ペダルを逆回転しながら変速をしないでください。部品が破損したり、クランクの回転が急に止まってペダルを踏み外すおそれがあります。
○停車時は変速をしないでください。変速機が故障したり、踏み出す時にシフトミスでペダルを踏み外すおそれがります。
○シフトダウン、シフトアップを急激に繰り返すような変速をしないでください。変速途中のチェーンがギヤに斜めにくい込んだり、チェーンが外れるなどの異常が発生し、ペダルを踏み外すおそれがあります。
○右図のように前後共大きいギヤ、または前後共小さいギヤの組合せでは、チェーンが斜めになり、音鳴りが発生する場合があります。また、これらのギヤの組合せでペダルを逆回転すると、チェーンが外れやすくなる場合があるので、この組合せはできるだけ避けてください。

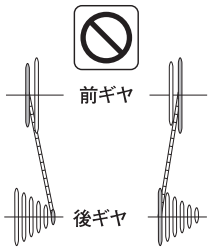

ホイールの着脱方法

○ホイールの外し方

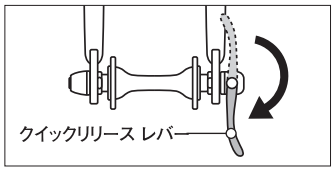

❶ハブのクイックリリースレバーをOPEN の刻印が見える位置へ倒します。

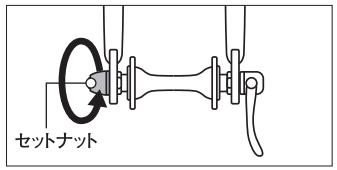

❷セットナットを反時計回りに緩めます。

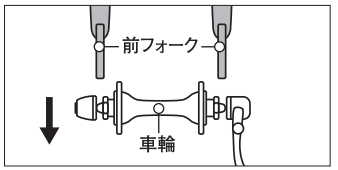

❸フォークから車輪を外します。
※後輪も基本的な操作は同様ですが、セットナットを緩める必要はありません。

○ホイールの取付

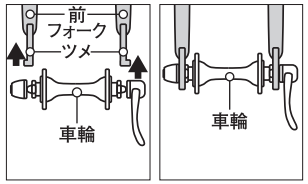

❶クイックリリースレバーをOPENの位置にした状態で前フォークのツメの奥までしっかりはめ込みます。
（後輪はツメがありません）

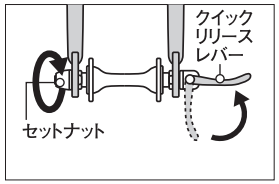

❷クイックリリースレバーを半分ぐらい閉じた位置で固くなるようセットナットを時計回りに締めて調整します。

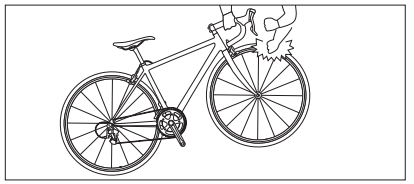

❸クイックリリースレバーを一旦おろし自転車を浮かせ、車輪を強く叩き、車輪が外れないか確認してください。この時車輪が外れる場合、❷に戻りセットナットをさらに締めます。

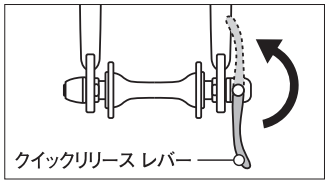

❹クイックリリースレバーをCLOSE の刻印が見える位置へ力を入れて倒します。

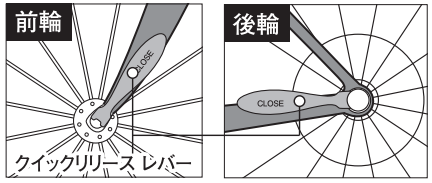

❺前輪のクイックリリースレバーは前フォークと平行に、後輪のクイックリリースレバーは進行方向へ倒してください。

⚠ 注意

○取り付け後は車輪が外れないか必ず確認してください。
○車輪を固定する際は、クイックリリースレバーを回転させないでください。
○前輪のクイックリリースレバーは前フォークと平行にし、後輪は進行方向へ倒してください。

■ お手入れ方法

間違ったお手入れ方法や保管方法は本製品の寿命を縮めます。
使用後や保管時は以下の点を参考にしてください。

○乾いた布やブラシで、泥や土、ほこりを落としてください。頑固な汚れには、市販の自転車用洗剤を使用してください。汚れがひどい場合には水洗いし、よく乾燥させてください。
○塗装部（フレーム）などには乾いた布で良く磨き、ワックスをかけ、乾いた布で拭き取ってください。
○湿気の多い所や海岸沿いで保管する場合は錆びやすいので、お手入れの回数を増やしてください。
○アルミリム使用車で雨天走行した後は、前リム側面のブレーキロック接触面の砂や泥を拭き取ってください。（黒く変色するのを防ぎます）
○シンナー等の有機溶剤は使用しないでください。塗装が剥げたり、樹脂製部品が浸食されるおそれがあります。
○サドルにはワックスをかけないでください。座った時に衣服が汚れたり、滑るおそれがあります。
○リムに、ブレーキシューのゴムが付着する場合がありますが、性能に影響はありません。

注油方法

◯必ず自転車用油を使用し、余分な油は乾いた布等で拭き取ってください。

注油箇所 この記号の箇所に注油してください。

注油禁止場所 この記号の箇所には絶対に自転車用油を付けないでください。

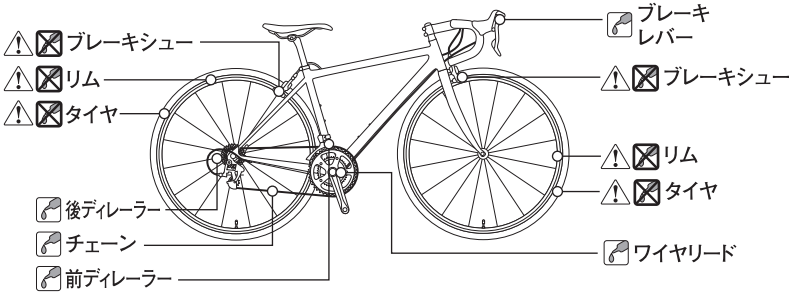

■ 保管方法

◯本製品が倒れにくい安定した場所に保管してください。
◯直射日光や雨等がかかりにくい場所に保管してください。また、市販のサイクルカバーのご使用をおすすめします。
◯寒冷地では水分が凍って各部の動作が悪くなる場合があります。凍結防止のため、暖かい場所で保管してください。
◯タイヤの空気圧を適正にして保管してください。空気圧が低いと、タイヤに潰れ癖がつくおそれがあります。

■ 廃棄方法

◯廃棄方法はお住まいの自治体の収集方法に従ってください。

■ アフターサービス

本製品は万全を期して製造しておりますが、万一不備な点がございましたら、お買い求めいただいた販売店、もしくは下記の弊社窓口までご連絡ください。
なお、以下のような原因での破損、不良につきましては保証いたしませんのでご了承ください。

◯本製品の誤った使用方法によるもの
◯乱暴な取り扱いによるもの
◯純正品以外を取り付けたとき
◯間違ったお手入れ、保管方法、経年変化による素材劣化
◯その他、製造上の欠陥以外の原因によるもの

■ 仕様

品番	#1130003	#1130004	#1130005
品名	シャイデック ブルホーンハンドル	シャイデック ドロップハンドル	シャイデック GT
サイズ（水平換算トップチューブ長）	S（495）、M（520）、L（545）	S（495）、M（520）、L（545）	S（495）、M（520）、L（545）
重量	8.30kg（Mサイズ）	8.35kg（Mサイズ）	7.5kg（Mサイズ）
フレーム	#7005 T6 アルミニウム合金	#7005 T6 アルミニウム合金	#7005 T6 アルミニウム合金
フォーク	#6061 T6 アルミニウム合金	#6061 T6 アルミニウム合金	カーボン
ホイール	SHIMANO WH-R501	SHIMANO WH-R501	SHIMANO ULTEGRA
ディレーラー	SHIMANO TIAGRA	SHIMANO TIAGRA	SHIMANO ULTEGRA
クランク	SUGINO OX601D	SUGINO OX601D	SHIMANO ULTEGRA
シフター	SHIMANO TIAGRA	SHIMANO TIAGRA	SHIMANO ULTEGRA
ブレーキ	TEKTRO	TEKTRO	SHIMANO ULTEGRA

※付属品　リアリフレクター、ベル、六角レンチ（4mm×1 、5mm×1）

■ その他

本製品の仕様、デザインは予告なく変更されることがあります。また、重量などのスペックには若干の誤差が生じる場合があります。

保証規定

本保証書は、株式会社モンベル（以下「当社」といいます。）が本保証書記載の保証規定の定めに従って無料修理または修理が困難であれば部品の交換（以下、「保証修理」といいます。）をお約束するものです。なお、交換した不具合部品は当社の所有となります。

本保証書は再発行致しませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

保証期間経過後の保証修理などについては、お買い上げ販売店、または（株）モンベル カスタマー・サービスにお問い合わせください。

1. 保証期間（4 項に該当するものを除きます）

新車の自転車（以下「自転車」といいます。）を販売した日から 1 年間保証します。

2. 以下に示すものの費用は、お客様の負担となります

（1）保証対象外部品（消耗品）の交換・修理。
（2）点検調整・清掃。

3. 保証修理を受けるための条件と手続き

（1）保証修理を受ける場合、本保証書と自転車をお買い上げ販売店にお持ちください。本保証書の提示がない場合は、保証修理を受けられません。
（2）本保証書は、使用者が字句などを書き換えた場合、無効となります。
（3）ご贈答、ご転居の場合については、お買い上げ当社販売店、またはモンベル・カスタマー・サービスにお問い合わせください。
（4）本保証書は、日本国内で使用される自転車であり、かつ、シリアルナンバーの刻印があるものに限り適用されます。また、本保証書は国内でのみ有効です。

4. 保証できない事項

次に示すものに起因する故障は、保証修理の対象となりません。（ご使用者様のご負担になります）

（1）使用者の使用上の不注意や駐車時の転倒または取扱説明書に従わない使用、取扱いによるもの。
（2）衝突、転倒、道路の縁石などに乗り上げ、または溝などに落ちて生じたもの。
（3）法令の違反行為によって生じたもの。（2 人乗り、夜間時の無灯火など）
（4）レンタルなど、不特定多数で使用される場合。
（5）火災、地震、落雷、水害など、天災、地変、人災によって生じたもの。
（6）本製品を改造したり当社で設定した部品以外の部品を使用したため生じたもの。
（7）一般に自転車が走行しない未舗装路などでの走行または使用目的以外の酷使により生じたもの。
（8）整備の不備や故障したまま使用したことにより生じたもの。
（9）当社が指定する定期点検調整を実施しなかった場合。